

平成 22 年度林野庁法律顧問業務仕様書

1 業務の目的

最近の国有林野事業に係る紛争は、従来からの境界管理、不法占有、損害賠償請求等に係る紛争に加え、分収育林に係る集団訴訟など、ますます複雑多様化してきており、今後は、これらに加え一般会計化の検討や国有林野内レクリエーション事業等に係る事件に対する適切な対応が求められている。

このため、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)、国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)第 2 条、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 717 条に関する事件等に精通し、また、国有林野事業、国家公務員の労務関係諸法、国の各種契約上の取扱い等、多岐にわたる分野で、専門的な知見を有している者からの指導及び助言を必要としている。

本業務は、法律の専門家から法律上の問題等について、専門的な立場からの指導及び助言を受け、国有林野事業に係る紛争の未然防止及び早期解決を目的とするものである。

2 業務内容

顧問弁護士より、適時適切に以下の業務の指導及び助言(電話、mail 等を含む。)を得る。

- (1) 国有林野事業に係る業務遂行上の諸問題についての法律相談
- (2) 新規及び係属中の訴訟対応にあたっての法律相談
- (3) その他林野庁が依頼する事項

参考：平成 20、21 年度の訪問による相談実績(1 回当たり平均：2 時間程度)
平成 20 年度：74 回、平成 21 年度 71 回(平成 22 年 1 月 31 日現在)
上記のほか、電話及び mail による相談。会議等の出席 12 回(H21 見込)

3 契約期間

契約締結日から平成 23 年 3 月 31 日(木)までとする。

4 その他

- (1) 本業務において、林野庁への資料要求等の依頼、要望などがあるときは、原則文書を作成し、監督職員に提出すること。
- (2) 本業務において作成された資料等の著作権及び二次的著作物の著作権は、林野庁に帰属すること。
- (3) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は業務の内容を変更する必要性が生じたときは、監督職員と請負業者で協議すること。
- (4) 請負業者は、本仕様書に疑義が生じたときは、監督職員と協議すること。
- (5) 本業務において、知り得た知識及び機密事項等を公表又は第三者へ漏洩しないこと。